

○大津市議会傍聴条例

平成26年2月17日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項に規定する会議の傍聴に関し必要な事項について定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。ただし、議長が特に必要と認めたときは、特別席を設けることができる。

(傍聴の手続)

第3条 議長は、会議当日の先着順に傍聴を認めるものとする。

2 議長は、特に必要があると認められるときは、傍聴人に対し、傍聴記録簿への住所及び氏名の記入並びに身分証明書の提示を求めることができる。

(傍聴券の発行)

第4条 議長は、必要があると認めるときは、一般席の傍聴券を発行して、その人員を制限することができる。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

3 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 刃物、棒その他人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者

(2) 鉢巻き、腕章（報道関係者が着用する腕章を除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(3) 垂れ幕、ポスター、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(5) ラジオ、拡声器、カメラ、ビデオカメラ、録音機の類を持っている者。ただし、第8条第1項ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品の所持又は携帯の有無を質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 保護者又は引率者（教職員及び学校関係者をいう。）の同伴しない児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、騒ぎ立てること等会議の進行を妨げ、又は他の傍聴者の迷惑となる行為をしないこと。

(3) 帽子を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 携帯電話等音声を発生する機器の電源を切ること。

(7) 傍聴席の手すりに手をかけて乗り出し、議場をのぞき見しないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真等の撮影及び録音等の禁止）

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、議長の許可を得た者は、当該許可を得たことを証する腕章等を、傍聴席において常に着用しなければならない。

（傍聴人の退場）

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第10条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 1 1 条 議長は、法第 1 3 0 条第 1 項及び第 2 項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの条例に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第 1 2 条 この条例に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。